

「平成17年度硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査」
対象技術の公募要領

1. 硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査の目的

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下、硝酸性窒素）は、平成11年に地下水の水質汚濁に係る環境基準に追加されたが、他の項目と比較して環境基準の超過率が高い状況にある。

硝酸性窒素による地下水汚染は、施肥、生活排水、家畜排泄物等、汚染原因が多岐に渡り、汚染が広範囲に及ぶ場合が多い。そのため、地下水汚染対策としては、発生源対策である窒素負荷低減対策（施肥量の適正化、生活排水対策、家畜排泄物の適正管理等）を推進するとともに、効果的な浄化技術の開発及び普及を促進し、汚染された地下水の浄化対策を推進していく必要がある。

硝酸性窒素による地下水汚染の浄化技術については、いくつかの技術で浄化の効果が確認されているものの、面的に広がりのある汚染に対する効果については検証がなされていない。このため、様々な地域特性を持つ汚染地域において、浄化技術のフィールド実証調査を実施し、面的に広がりのある汚染を効果的に浄化するための普及し得る手法を確立することを目的とする。

2. 実証調査の概要

硝酸性窒素による地下水汚染が認められるフィールドにおいて、実用化の段階にある浄化技術の実証調査を行い、技術の有効性・経済性等を評価し、浄化処理能力、最適条件等を検証する。

3. 応募対象技術

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目である硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素により汚染された地下水を効果的に浄化することができる技術を対象とする。原位置浄化技術、揚水浄化技術、地下浸透段階で浄化する技術等の浄化技術の内、面的に広がりのある汚染に対応できる技術とする。

ただし、基礎的な技術開発を目的とするものではなく、現在実用化段階にある技術を対象とする。

なお、実証期間は10ヶ月程度となるため、期間内に確実に効果が得られる技術であることに留意すること。

4. 応募者（機関）の要件

以下の機関に所属するメンバーなどで構成されたプロジェクトチームの代表者（国内の機関に限る）であること。

- ・ 民間企業（日本の法人格を有すること）
- ・ 独立行政法人試験研究機関

- ・ 学校教育法に基づく大学
- ・ 民法第 34 条の規定に基づき設立された公益法人
環境省と請負契約を締結することが可能な機関であること。
調査に必要な設備・研究者を有すること。
応募技術について、国または独立行政法人等の調査費等による同種の実証調査を同時に行っていないこと。

5 . 応募方法

別添の応募票の各項目について記入したものと及び関連資料（機関に関する資料、技術に関する資料、過去 3 年間の営業実績に関する資料等）を、下記応募先まで郵送にて提出すること。

応募の締め切りは平成 17 年 4 月 18 日（月）必着。

6 . 実証調査の進め方

（ 1 ）実施方法

下記 7 . により採択された技術を有する応募機関（以下、実証機関）は、実証調査計画を作成し、当該計画に従って調査を実施することとする。なお、実証調査計画の作成、実証調査結果のとりまとめを含め、学識経験者により構成される「硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査検討会」の指示に従い実施することとする。

また、実証調査は、実証機関と環境省との間で請負契約の手続きをとった上で実施する。

（ 2 ）費用負担

環境省との請負契約の上限額は、実証調査 1 件につき、8 百万円とする。この金額は、以下の経費区分のうち、原則として技術の実証・評価のために必要な費用（例：実証調査における分析費用や実証調査結果報告書作成の費用）として用いることとする。

< 経費区分 >

人件費、旅費、印刷製本費、借料及び損料、消耗品費、賃金、雑役務費、一般管理費

原則として、備品（分析機器等、実証調査終了後に実証機関の財産となるもの）の購入は認められない。また、浄化技術の実証フィールドへの設置費用、撤去費用等は応募者の負担とする。

なお、実証機関が他の機関と共同で調査を実施し、その調査の一部を再委託（外注）等により他の機関に行わせる場合は、実証調査計画の作成時に環境省担当者と相談すること。

（ 3 ）実施場所

実証フィールドは、 応募者が自ら準備をしたフィールドか、 環境省が紹介する実証フィールド候補地を用いることとなる。

を用いる場合は、実証フィールドの汚染の状況、汚染の原因等を事前に把握し、実証調査の実施に必要な周辺住民等との調整は応募者が応募の段階で済ませておくこと。

を用いる場合は、実証技術の内容や実証調査の方法によってはフィールド候補地の使用ができない場合があることに留意されたい。(後日、応募者がフィールド候補地の所在する地方公共団体と調整をすることとなる。詳細については環境省担当者と相談すること。)

なお、実証調査を行う実証フィールドの所在地等は、原則として公表されることとなる。

(4) 実施期間

原則として単年度(平成17年度のみ)とする。

(5) 実証調査結果の評価及び公表

実証調査終了後、実証機関は実証調査結果報告書のとりまとめを行うとともに、「硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査検討会」において実証調査結果及び実証技術の評価されることとなる。なお、実証技術の評価は、下記7.の「技術の審査・評価基準」と同様の観点から行われる。

実証調査結果報告書の概要及び「硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査検討会」が作成する実証技術評価報告書は、環境省のホームページ内に公表する。

7. 選考方法

応募された技術については、学識経験者により構成される「硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査検討会」において厳正な審査を行い、採択する技術を決定する。

審査は書類選考及びヒアリング審査(パワーポイント等を用いたプレゼンテーション)からなる。ヒアリング審査の詳細については、個別に連絡する。なお、応募条件を満たさない技術(本調査の目的と合致しないもの、対象技術ではないもの、応募者の要件を満たさないもの等)については、書類選考において不採択とする。

審査においては、以下の点を中心に評価を行うこととする。

<技術の審査・評価基準>

- ・ 技術の有効性(広がりのある汚染を確実に浄化できる技術であること等)
- ・ 技術の経済性(コスト面から効率的に浄化できる技術であること等)
- ・ 周辺への環境影響・安全性(周辺に環境負荷を与えない技術であること等)
- ・ 技術の適用対象(適用条件が広く実用的な技術であること等)

また、これまでの浄化実績や応募機関の経営基盤(調査を着実に継続し、実施できる経理的な基礎があること等)についても、選考に当たって考慮されることとする。

選定結果については、応募者に個別に通知をするとともに、採択技術及び実証機関については公表する。選定経過については非公開とし、問い合わせには応じられない。

平成17年度は、2技術程度採択することとする。

8 . スケジュール

概ね以下のスケジュールで進める予定。

- ・ 平成 17 年 4 月 18 日 公募締め切り
- ・ 平成 17 年 4 月 27 日 ヒアリング審査（東京） 技術の採択（数日後）
- ・ 平成 17 年 5 月 25 日 実証調査計画の検討（東京）
- ・ 平成 17 年 6 月～平成 18 年 3 月 実証調査の実施（中間報告等を含む）
- ・ 平成 18 年 3 月予定 実証調査結果のとりまとめ、実証技術の評価

9 . その他

- ・ 特許に関する調整事項がある場合は、事前に調整を済ませること。
- ・ 本調査に関する情報については、可能な限り公開とする。公開できない情報がある場合は、別途環境省担当者と相談すること。
- ・ 本調査の成果は環境省に帰属する。（学会発表等を行う場合は、事前の協議が必要となる。）
- ・ 本調査の実施に際し、浄化機器の故障、破損等の損害が発生した場合、第三者との間に係争が生じた場合等は、環境省は一切の責任を負わない。

10 . 担当及び応募先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省 環境管理局 水環境部 土壌環境課 地下水・地盤環境室

「硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査」担当

TEL: 03-3581-3351(内線 6675)

FAX: 03-3501-2717